

求人活動の規制

新規中学・高等学校卒業者については、社会的経験も少なく職業経験のない年少者であるため、公共職業安定所は学校と協力し、在学中から継続して職業指導を行い生徒が適性と能力に適合した職業を選択することができるよう計画的に指導援助を進めております。このため、事業所が独自に行う求人活動についても一定の規制を設けていますので、この趣旨に沿った活動を行ってください。

なお、これらの規制及び指導監督に反し、不適正な求人活動を行った場合は、生徒の紹介を停止する等の措置が行われます。

(1) 家庭訪問について

求人者が生徒の家庭を訪問して、直接生徒及び保護者に働きかけることは、中学及び高等学校とも禁止されています。

(2) 学校訪問について

中学校については、公共職業安定所及び学校が必要と認め、訪問を要請した場合以外は禁止されています。

高等学校については、学校教育に支障をきたさないよう事前に学校の承諾を得たうえで訪問時間・回数などに配慮して実施してください。

なお、学校により訪問日時・時間等を定めていますので、事前に学校に確認してください。

(3) 縁故募集について

縁故募集には人間関係などで長所がある反面、雇用条件が不徹底であるなどの就職後の定着等に比較的問題が多いといわれております。

このため、次の生徒に限っては、縁故募集を行えますが、各種のトラブルを防止するため、できるだけ公共職業安定所へ求人申込みを行って、雇用条件等を明確にしておいてください。

- ① 事業主（中小企業については、事業主及び職長並びに管理職的職務にある者を含む。）と6親等内の親族又は3親等内の姻族の関係にある生徒
- ② 事業主と直接親しい間柄（従前から現在まで相当期間親しい交際関係の存在していた間柄。）にある生徒

(4) 文書募集について

新聞広告等による文書募集は、新規学校卒業者が職業生活に対する知識や職業選択に対する判断力が豊富でなく、就職するに当たって特別な指導を必要とすることから、次のように規制しています。

① 中学生

卒業（3月31日）するまで、全面禁止です。

② 高校生

公共職業安定所へ申込みを行った求人に関し、7月1日以降認められています。

ただし、次の点を条件とします。

ア 求人者管轄公共職業安定所名及び求人番号を記載すること。

イ 求人票の記載内容と異なるものでないこと。

ウ 応募する際は、学校または公共職業安定所を経由して行うこと。

（5）職場見学について

夏休み中の職場見学は、生徒の進路決定に重要です。積極的なご協力をお願いします。

なお、生徒が訪問する際に応募書類の写し等を持参させ、事前の面接とも受け取れる例が報告されています。職場見学は、学校の教育計画に位置づけた職業に関する啓発的経験の学習として実施するものでありますので、採用選考にわたることのないようご理解をお願いします。

また、平成19年度から埼玉県内の公立高等学校では夏休み期間を独自に設定できるようになりました。生徒の職場見学の機会確保のため、実施にあたって日程を限定する場合にはご配慮をお願いいたします。